

## 第1回鳥取市障がい者施策推進協議会（令和7年8月29日）

（前岡補佐） 令和7年度第1回鳥取市障がい者施策推進協議会を開会いたします。開会にあたりまして、障がい福祉課長よりご挨拶申し上げます。

（枠谷課長） 皆さんこんにちは。鳥取市障がい福祉課長の枠谷と申します。本日は皆さん大変お忙しい中、また残暑も厳しい中ですね、令和7年度第1回の鳥取市障がい者政策推進協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また皆様には日頃より、本市障がい福祉施策の推進に多大なるご協力ご理解をいただきしておりますこと、この場をお借りしまして厚く感謝を申し上げます。さて、この施策推進協議会、今年度委員の改正をさせていただきまして、今回が第1回目となる会議となります。各障がい関係団体、総合支所などから推薦をいただいた皆さん、また委員の公募に応じていただいた皆さん、合計16名の皆様にですね、今年度、来年度と本市の障がい福祉政策について様々なご意見を頂戴することとしております。皆様には大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。この障がい者政策推進協議会ですが、本市の障がい福祉施策全般に関わること、また各種事業についてですね、様々な視点、また観点からご意見をいただくために設置をしているものになります。皆様が日々活動され、また様々な立場で、障がいのある方と接しておられる中で、気づかれたことや感じられたこと、そういったご意見をお寄せいただきまして、障がいのある方の日常生活や社会生活をより一層支援することができ、障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、そういったまちづくりを目指していきたいと考えております。本日は鳥取市の障がいのある人の状況、また障がい福祉計画・障がい児福祉計画の実施状況、さらには障がい者計画に関わる主な事業などについてご説明をさせていただきまして、また皆様からのご指摘、ご意見をいただき、再度点検・確認を行いながら、今後の事業展開の改善を図っていきたいと考えております。本日は、皆様より忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

（前岡補佐） それでは本日の資料の確認をさせていただきます。事前にお配りさせていただいている本日の第1回協議会の資料と計画の冊子、本日お配りさせていただいている座席表と委嘱状と第2回の令和6年度の施策推進協議会補足事項の資料となります。皆さん資料の方はお揃いでどうか。手元に置かせておいております委嘱状ですが、皆様の方机の上に今置かせていただいております。皆さんの任期の方は令和7年6月1日から令和9年の5月31日となっております。今回委員の改選から初めての第1回目の協議会となりますので、改めて名簿順で田中委員さんから自己

紹介を順番にお願いできたらと思います。よろしくお願ひします。

【名簿順に従い各委員自己紹介】

（前岡補佐） 続きまして本協議会の会長副会長の選出についてお諮りします。資料の方は2ページになりますけども、鳥取市障がい者施策推進協議会設置要綱の第3条3項により、協議会には会長を1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定めるということになっておりまして、これにより皆様に本協議会の会長および副会長の選出をお願いしたいと思いますが、まずは立候補や推薦など選考方法につきまして、皆様の方で何かご意見はありますでしょうか。

【委員よりご意見なし】

（前岡補佐） 皆様より特に事務局に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局といたしましては、鳥取市手をつなぐ育成会の大谷顧問を会長どうかと考えています。また副会長には鳥取市社会福祉協議会の田中常務理事にお願いしてはどうかと考えていますがいかがでしょうか。

【委員より異論なし】

（前岡補佐） それでは会長は大谷委員、副会長は田中委員にお願いしたいと思います。大谷委員様、田中委員様には会長、副会長席の方にご移動の方をお願いいたします。それでは大谷会長田中副会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

（大谷会長） はいご指名預かりました大谷です。前回もやらせていただきましたそのときも皆様協力していただきました。何名か新しい方もおられるとは思いますけども恐れ入ります。暑いときですので、議事進行にご協力のよろしくお願ひしたいと思います。それと会議中、質問等は名前を名乗ってからのご発言としてお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（田中副会長） 失礼いたします。副会長に選任いただきました田中でございます。鳥取市社会福祉協議会は地域福祉の取り組みとともに、介護事業、そして障がい事業にも取り組んでおりまして、まさにこのさわやか会館で生活介護の事業や放課後デイサービスの事業や、進めておるところでございます。皆様から出していただいたご意見また社会福祉協議会の運営にも生かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

（前岡補佐） 以降の進行につきましては、施策推進協議会設置要綱によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。大谷会長よろしくお願ひします。

（大谷会長）はい、では進めたいと思います。それでは、協議・報告事項ということで（1）鳥取市の障がいのある人の状況について事務局お願ひいたします。

（前岡補佐） そうしましたら（1）鳥取市の障がいのある人の状況について会議資料の4ページからの資料1の箇所を用いて説明させていただきます。まず4ページについてですけども、上段の（1）鳥取市の人口をのせてあります。過去6年間の総人口男女別年齢別のそれぞれ3月31日現在の人口となっております。鳥取市の人口は3月末現在で17万8010人となっています。ここ近年では、1000人以上減り続けておりまして、令和6年から令和7年の推移につきましては、さらに2000人程度減少している状況です。同じく4ページの下の段は4月1日現在の障害者手帳の所持者数となっております。こちらの表は手帳や受給者数の所持者数をそれぞれ拾ったものでございます。合計が1万6926人となっていますが、1人で複数の手帳や受給者証を所持している方もおられますので、実人数ではなくそれぞれの件数を単純に足し上げたものになっております。5ページ目の方を見ていただきますと、身体障害者手帳所持者となっており、等級別年齢別障がい種別ごとの内訳となっております。手帳の等級につきましては1級が最も重く、数字が大きくなるにつれて障がいの程度は軽くなるという手帳の内容になっております。等級別推移の表でいきますと、1級から3級までの重い人の割合が大体全体の65%で推移している状況になっております。身体障害者手帳の所持者者数自体は近年市100人以上程度減少している状況でございます。障がい者別で見ていただきますと、肢体不自由の方が全体の約半数50%を占めている状況が続いている状況です。6ページ目の方を見ていただきますと、知的障がいのある人の状況ということで、療育手帳の所持者が1943人という内訳になっております。手帳の所持者数は障がいの程度が重度のAの所持者数は、横ばい傾向にあります、障がいの中程度でBの所持者数の増加傾向が続いている。年齢別で言いますと18歳以上の下の割合がここ数年全体の約86%ということになっております。7ページ目の方を見ていただきますと、精神保健福祉手帳の所持者の状況を載せさせていただいております。令和7年は2919人になっております。等級は1級から3級まで、1が最も障がいが重く数字が大きくなるほど、障がいの程度が軽くなるという内容になります。手帳の所持者数は年間100人以上増加しています。7ページの下の段につきましては精神通院医療の自立支援医療受給者証数の表となっております。精神通院医療等は精神疾患の継続して通院されている方の医療費の公費負担をする制度でございます、自己負担割合が原則医療費の1割まで軽減されるものでございます。精神の手帳と同様でございましてこちらの受給者証所持者数についても増加傾向が続いている状況でございます。8ページ目の方ですけども難病に係る特別医療受給者証の所有者数の慢性的な疾

患を抱える子供の人数の表となっております。9ページ目は、障がいのある児童の状況ということで特別支援学級の設置状況、通級指導教室の設置状況、特別支援学校の就学状況を取りまとめた表となっております。数字はそれぞれ5月1日現在のものと成っております。それぞれの先ほど9ページの詳細な内訳につきましては10ページと11ページの方に載せさせていただいておりますので、各自ご確認いただけたらと思います。資料1の説明の方は以上になります。

（大谷会長）はい、ありがとうございます。今の報告につきましてご質問等ございましたら挙手をお願いしたいと思います。

（山根委員）以前は障がい者も障害手帳を持っている方は、以前ですと1年ずつ多くなっていたわけですが、一人暮らしのかたなど、いろいろおられるわけですが、今の行政の対応は、あんまりうまくないと思います。以前は、私のところにも民生委員さんが来て状況はどうだと聞いていましたが、今は民生委員さんの方もここ20年ぐらいは民生委員さんがどなたか民生委員さんとわからんような人がされている状況ですし、特に障がいのセクションはないですし、ここにも保健師さんがいらっしゃいますが、出て回るっていう姿が見えません。国の方では福祉は良くなっているって言いますが、用瀬や河原や佐治の方は悪くなっています、やっぱり福祉ですから市内の中心におろうと、佐治の奥の方におろうと同じようにしてもらわんといけんというように思います。公平の原理から今日集まっている皆さんにも理解してもらいたいと思います。それからさっきそれぞれの人が1人の家を何軒も回るっていうようなこれは社会福祉協議会のする仕事だというように思いますので、落ちこぼれないようにやっぱりしてもらわないとと思います。ちなみに私が生まれたところは、元々は村に55件ありましたけど今20件ぐらいです。それで、人口は24人一人暮らしの人が9人ぐらいおるということですね。先ほど先日も一人暮らしの人が熱中症で倒れて亡くなったような状況ですし、やっぱり特にここに副会長、田中常務さん来てますが、こういうことは市から委託を受けた社会福祉協議会が落ちこぼれないようにしてもらわないと、私的にはそういうことをしてもらえなかったら、先ほども言いましたけど、固定資産税は払いたくないと思いますのでその辺のところの取り計らいもよろしくお願ひします。

（大谷会長）はい、ありがとうございます。2箇所の返答になるとは思うんですけどもお願いいたします。

（枠谷課長）はい、障がい福祉課の枠谷です。山根委員からの御指摘、大変耳が痛く感じております。おそらく以前は、よく見える関係ができていたのかなと思いつつ、

合併した後で、なかなかそういった姿が見えないというようなご指摘だったのかなと思っております。その辺りは、行政としても気をつけながら回っていきたいと思いますし、今の状況ですと、相談支援専門員などの民間の方とも分担しながら、キャッチできるような体制を築いているところでございまして、行政職員が行かなくても、もしかすると他の方が見てくださってるかもしれないということはあると思いますが、言われたように取りこぼしというか、見えないところにそういった方がいらっしゃるんじゃないかなということは常に気をつけていきたいと考えております。以上です。

（田中副会長）社会福祉協議会に御意見をいただきました。本当に取りこぼしのない対応というのは本当大切だと思っております。地域の仕組みもですねしっかり作りながら、鳥取市と協力しながらしっかりやっていけたらなと思っておりますので今後ともですね、よろしくお願ひいたします。

（田渕委員）精神障がい者家族会の田渕です。精神だけは、毎年増えてるんですね。そして増えてる中身が発達障がいとうつ、これはものすごい勢いで増えてます。先ほど山根さんおっしゃいました。身体障がい者の方が減ってますね。少し。その中で社協の話が先ほどございました。今県の社協を始めとしまして、精神障がい者を取り扱うセクションがないんですね。市の社協の中にいつまでこの状態を続けられるか。そうすると県下見てみると、これはいびつな状態だと、倉吉市・北栄町・境港市この3市町は独自に市町の施策として、その後の取り扱い、特に境港に当たりましては、本当に素晴らしい実績が上がっております。そして、鳥取市の御担当の方のためにしますと精神ことはわからんとそもそも市の中にそのセクションがないんです。こんなことを平気で話されるんですね。いつまでこんな状態を続けられるのか。きっちりとした曖昧な返事なしに、本当にこれは精神ぬきに福祉施策ができるのか。こんなところを合わせまして、これ県に今、尋ねております。今すぐ、そういった答えはできないかもわかりませんけどずっとこのいびつな状態が続いております。これはもう本当に今日明日、そういった本当に今言いました保健師も減ってます。地域のどなたがそのことを支援していただかず、地元の用瀬でも社協の中にそのセクションがないんですね。県がやってなくて市や我々がやらないかんのだと、このことを平気おっしゃいますのでその辺を一つよろしくお願ひします。

（玉川室長）鳥取市保健所の心の健康支援室玉川と申します。田渕さんからの貴重なご意見ありがとうございます。社協さんのことについては私の方でお答えができないのですが、鳥取市の中核市としての体制としては、保健所の中に心の健康支援室が精神の担当ということで元々市にあった事業と県の事業と一緒にになって、心の健康支援

室となっております。また支所にも保健師がおりますので、精神保健の内容も、担当しているところですが、不十分なところもあるかと思いますので、心の健康支援室と支所の保健師も連携をとりながら、市民さんの声を伺い、教えていただきながら、見直したり、検討していきたいと思います。不十分な回答で申し訳ございません。

（枠谷課長）ちょっと私からも。田渕さんはおそらく、心の健康支援室が本市の精神の方の担当セクションだということをご存知の上で、あえてそういう問い合わせをされていると思うんですけども、社協さんの話なのか、市の中で連携がうまくいっていないっていう話なのか。あとは、例えば、障がい福祉課の中で自立支援医療とか精神手帳とかいろいろな手帳を発行しつつ、相談支援専門員等の障がい福祉サービスなどの連携がうまくいっていないということなのか。その辺りがもし、もう少し教えていただけたらありがとうございます。

（田渕委員）今話すのですか。

（枠谷課長）そうしましたら、また別途お話させていただければと思います。

（大谷会長）個別でまたその部分は終了後にお話の方、課長よろしくお願ひいたします。

（山根委員）私は今77才なんですけど75年から身体障がい者になりました。車乗れない障がい者の人が8割ぐらいおるわけですけど、社会福祉協議会の方が私ではようわからんけど社会福祉協議会の高齢バスは問題だとかということがでてきますけど、これどういうことなんだっていうのが、市と社会福祉協議会に聞きたいです。実は用瀬の集落だったら、10キロぐらい離れてるところへ一か所に集まってサービスしていますけど、福祉バスもそうですけど、高齢者バスが高齢者は主に使ってる所ですけどなくなったら、活動はまだできない。やっぱり福祉を切り捨てないようにものを考えることをしてもらわんといけんと思います。さっきお話したのは高齢社会課かも知らんけど、これは行政の責任ですので、うちじゃないといわずに鳥取市全体がそういうことを考えていかないと、いけんと思います。委託を受けた社会福祉協議会はさっきも言ったけど、住民によるために、社会福祉協議会を作った部分で、もつとやっぱり手が入った形で仕事をしてもらわないといけないというように思います。私は厳しいことを言うけど、先日も厚生労働大臣にあって、ちょっと尋ねましたけど、障害者差別解消法、令和6年4月1日から一般企業は全部できることになっておりますけど、何人知つとる。市の職員が2,000人ぐらいいらっしゃるでしょ。障害者差別解消法も意図はわかってるし、そのような人が何人おられるのか。それからもう

1個、障がい者のことばっかり言って悪いんですけど車椅子の駐車場これの区別が全然わかっていない。市もわかってないから、各スーパーのところも駐車場は、元気な人が車置いてタバコを吸いながら歩いていました。やっぱりそういうことが、さっきも言ったように、年取った人の福祉を切り捨てるすることになり、本当にいいことを考えて欲しい。この話は市長にもこの話をしたいと思いますが、今日は幸い市長が来てない中でお話さしてもらいますけど非常に軽く扱われている。そういうところは困った人が自分では言わないので言ってくれというし、本当に困っている。社会福祉協議会の常務も来ておられるので、もっとそこらに力を入れてもらわないと、社会福祉協議会、鳥取市は地区社協があるんです。地区社協とも連帯取り組みをし、鳥取市社協だけができるものならそれでいい。姿勢がみてないというふうに思います。

（大谷会長）関連として車のことが一番後の問題はちょっといろいろありますけどその辺はまた後で質問として、今日の会議の方からちょっと削除させていただきますのでまた後でそちらの方をお願いしたいと思います。すいません。車両のことについての大事なことですので答弁お願ひいたします。

（枠谷課長）はい。障がい福祉課の枠谷です。山根委員より3件ほど、大きく分けてご質問をいただきました。一つはバスの関係ですね。確かに今年度、高齢者介護予防の地域活動等の支援運営事業というものがございまして、現在3台あるんですが、そのうち2台が老朽化により廃車をされることがあります。その関係を対応するために民間バスの利用助成という形で一本化しようと。長寿社会課という同じ福祉部内での課になります。そういった方向性で今進めておるということは聞いておるところです。山根委員のご懸念、やはり取りこぼしがないというところを、強く意識していかないといけないかなと考えておりますので、そういったところで利用ができなくなったとか利用がしづらくなつたという声を寄せていただいて、それに対応できるような方策をまた考えていきたいと考えております。もう一点、差別解消法ですね。令和6年4月1日から、民間事業者にも合理的配慮の提供と障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止。これが法的義務になっております。実は平成28年からは、行政職員にまず先立って、義務付けがされたところでございまして、その頃から我々も市の職員の対応要領を作つて周知を図つてきたところでございます。もしそれが少し時間が経つてしまつて、意識が薄れているという懸念があるとすると、再度我々の方でも、あいサポート等の研修等々もやってるところですけども、そういったことを知らない職員が私もあってはならないと思いますので、そこは注意していきたいと考えております。もう一つは車椅子駐車場の3.5m。それ以下というところでも今ハートフル駐車場の制度がございまして、それが混在している。利用が混在しているという声は

我々にも届いておるところでございます。都度都度、車いす専用駐車場というのは、ドアから横に車いすを置いて降りるというところで、必ず広さが必要で、この広さがないと車椅子の方は車から降りるに降りれないということがございます。市の駐車場でもあるんですけども、そういった不適切な利用があった場合には、チラシをワイパーの方に挟ませていただきたり、地道に啓発活動を進めているところでございます。またハートフル駐車場で、不適切な利用が見られた場合には、掲示してある許可証に番号が書いてありますので、それを教えていただけたら、その辺りの情報は県が持っているということになりますので、そこから注意をしていただくというようなこともやっているところでございます。また何かあれば教えていただければと思います。以上です。

（田中副会長）鳥取市社協田中でございます。社協に対する厳しいご意見をいただいておりますけども、高齢バスにつきましては、できる限り継続していきたいという思いはあったんですけども、先ほど枠谷課長の方から説明がありましたように3台のうち2台がなくなってしまうという中で十分なニーズに応えきれなくなるということですね。何とかならないかという話はずっと続けてきたところではございますけども、その分民間バスの借り上げ助成の方ですね対応していくということでしたので、そちらの方の事業もおっしゃっていただきながらしっかりニーズに応えていきたいというふうに考えておるところでございます。

（山根委員）マイクロの高齢社会課のバスや新しいの買わない、新しいのを買えないで金を出すっていう理由にはならないと思います。福祉に金がないことを言い出したら、困った所、助けてもらえないわけですね。高齢社会課がそうと言っても、やっぱり本当に老人が困らないようにしてあげるのが行政の責務だと思います。これは今話を聞いておると行政の責務を放棄しているようにしか思わん。それで金がない金がないと国に理由をつけていたら、地方交付税がもらえるだけ、それをもらってちゃんとしてもらわんといけないし、市内はくる梨が来るが5分おきぐらいに回るわけです。市内しか回らずに、若葉台あたりにはいかないしというと、車と福祉バスは違いますよっていうけど、市民から見たら、一緒、用瀬には、社会福祉協議協議会のバスが1台と行政のバスが2台にあって、3台あると今は0.5もない。それはそれだけ福祉が切られてきているということで、市役所の職員は若い人だけ感じないだろうし、うちの村は、高齢化比率は80ぐらいなんです。こんな人がね、バス運転して出れるか。それで、もっと言えば、用瀬まできたら買い物ができたのが、買い物ができんし、それ理由はあるだろうけど、マイクロ10人乗りだかなんぼだか勝手に運営しようって仕事だって本当のさっき言ったようなことは間に合わん。こんなのは市会議

員さん市長そこに来て1ヶ月住んでくれたらいい。そしたらわかる。

(大谷会長) 福祉で使える車両が少ないというのはわかる。ちょっと次もう時間がありませんので時間も同じ今一番大事なところですよね。方向性がちょっとすいません。他の方になってるので、議論の問題からちょっと少しづれが生じておりますので恐れ入りますけど、本日の予定している議論のもの以外については終了後でお願いしたいと思いますので、次の議題の方へまいりたいと思います。(2) 第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況および第3期障がい福祉計画の実施状況について事務局お願いいたします。

(前岡補佐) 失礼します。第7期鳥取市障がい福祉計画の実施状況および第3期障がい児福祉計画の実施状況についてということで説明させていただきます。まず最初にですね、本日お配りしております令和6年度の前回の第2回目の鳥取市障がい者政策推進協議会の中でですね、この資料2の該当の内容になってくるんですけども、障がい福祉サービスの関係であるとか、あとは事業所の運営指導についてということで、ご議論の方がありましたので、その内容の補足事項ということで今回あの資料の方をつけさせていただいております。資料の方をめくっていただきますと、まずあの障がい福祉サービスの関係についてということで、特に前回話があったのは地域定着支援のサービスとあと地域生活援助のサービスのことについてお話がありましたので資料の方載せさせていただいております。サービス支給決定基準の資料の中で抜粋させていただいておりまして、あの2ページ目の方の下の方に地域定着支援のサービスということで相談支援専門員さんが行われる際一つとしてあるものでございます。対象者ですね例えば単身で緊急時の支援の見込めない方であったりとか、家族と同居知つておられても、あの家族等から緊急時の支援が見込めない方であるとか、あと家族のがおられても、なかなかその本人さんが退院後もすぐ帰ってこられた方であるとか入退院を繰り返しておられる方とか、緊急時に支援が必要な方につきましてはこういったサービスをできるということになっております。緊急に支援が必要ということになりますと相談支援専門員さんに連絡取っていただいて調整していただくというようなサービスになります。3ページ目の方を見ていただきますと一番下の方に地域定着支援ということで、それでは利用期間の方が1ヶ月から12ヶ月その後まだ使いたいということになりますと1年の更新がありまして、さらに必要性があるということになりますと、もう1年更新も可能というサービスになります。4ページ目の方を見ていただきますと自立生活援助ということでサービスの内容の方を載せさせていただいております。利用者につきましては先ほど説明した方々が主な対象者になってくるんですけども自立生活援助につきましては相談支援専門員さんが定期的な訪問等させていた

だきましてその中でいろいろご相談であるとか、いろんな困り事、生活していく関係で相談され、したいことなどを支援していくような流れになっております。利用期間の方が自立生活援助は12ヶ月となっておりまして、必要であればさらに更新は可能というような形になっております。続きまして5ページ目からですけども、今年度の事業所の運営指導の流れの資料の方載せさせていただいております。あの5ページの方に今年度は令和7年の7月から令和8年の1月で計画しております、あの障がい福祉課の方は指導監査も入るんですけどもあの自立支援給付のサービスが実際の中身の方、どんな形で計画等されておられるのかとか、あの記録の内容等を見させていただいてそういった中身も指導のところについての内容の方を確認させてアドバイスをさせていただいている状況でございます。7ページ目以降につきましては実際障がい福祉課の方でサービスの提供の記録であるとか、別にその支援計画に基づいて配慮して行われているかどうかとか、あとは支援の質の評価であるとか、その改善等が図られているかどうかとか、あとは支援計画の作成とか見直しとかが定期的にどういった内容で行われているかというところを確認させていただいている状況でございます。今年度も定期的に行かせていただいて、内容等確認させていただいて、アドバイス等をさせていただいている状況でございます。前回の第2回目のところの話の中でも、内容の方で挙げていたところでちょっと不十分な説明の点もありましたので今回資料としてつけさせていただいております。引き続き、事前にお配りさせていただいている資料に基づいて説明の方に移りたいと思います。

（足立係長）はいそうしましたら資料2の説明をさせていただきたいと思います。ページ数としては12ページの方ですね。これから目標であるとかそういったことに対する実績の数値とかこういったことをご説明させていただきますけれども、今ですね、私の中で地域自立支援協議会というふうなところにお仕事をさせていただいてまして、実際サービスを提供している事業者の方と話を進めているところです。いくつか実績を下回ってるところあるんですけどもこういったことをどうしようかなっていうところで今かなり話を進めているところですので頑張っていきたいと思っております。では数字の説明に入らしていただきます。上からだと読んでいくとですねかなり時間もかかってしまいますのでいくつかいつまんでご説明をさせていただきたいと思います。

①ですね施設入所者の地域生活への移行というふうなところです。6年度の実績ですねこちら1人となっております。これは施設からグループホームに移行された方がまず1名というふうなところになります。施設事業所入所者数の削減見込みというところですけれども一応18人減となっているのが実績でございます。続きまして②です

ね。精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築というふうなところが、これの中ほどですね下から 5 番目のところなんんですけども精神障がい者の地域移行支援というふうなところです。こちらがいわゆる今病院とか施設に入っているらっしゃるけれどもグループホームに出られるとか、地域の方で生活されるというふうな数になります。月 2 人での実績となっております。続きまして精神障がい者の地域定着支援というふうなところですこちらは実績は 0 人となっております。続きまして精神障がい者の共同生活援助、グループホームのことなんですかけれども、こちらを利用する方は月あたり 105 人というふうなところになってます。続きまして精神障がい者の自立生活援助ですかともこちらも月 4 人というふうなことになっており、続きまして精神障がい者の自立訓練ですかともこちらはひと月あたり 11 人以上の実績となっているところでございます。先ほど前岡の方からご説明させていただきましたこの地域定着支援と、自立生活援助というようなご説明がありましたので、数値としては今下回っているところなんですかとも、一応ですね実態としては、この集計としてはですねいわゆるサービスという言い方をしてますけれども障がい福祉課の方でですね、直接的に管理できてる方たちが人数というふうなところなんですかとも今の相談支援事業所の方にですね、7 事業所委託というふうな形でお願いをしておりまして、実際地域移行を進めてくださっているところもかなりあります。そういう方たちに関しては直接、障がい福祉課の方がですね委託料としてはお支払いしてるんですけども、本人に対してのサービスの提供というふうな形では表立ってないです数値としてはちょっと低くなっているというふうな現状があります。続きまして③ですね、地域生活支援の充実というふうなところです。地域生活支援拠点の整備というふうことです。最近よく言われることとして親亡き後というふうなところですねそちらの方の支援を、体制ですね措置をしていこうというふうなところで今取り組んでいるところになります。鳥取県の厚生事業団さんの方に委託をさせていただきましたコーディネーターを 1 人配置して、いるところでございます。今の動きとしては、実際サービスに結びついていない方ですね今は親御様と一緒に住まれているんだけれども、例えば 1 人で住まわれることとかをですね（考えられなくて）、今はそういった支援は必要ないというふうに言われてる方たちも結構いらっしゃるんですけども、今その相談員の目線で、例えば今そのキーパーソンと言われる家族の方ですね、こういった方が支援を受けられることができなくなったときにですね、問題だらうというふうなところで、今後その拠点の対応が必要じゃないかというところを今、聞き取りをしていこうというふうなことを始めているところでございます。次に行きまして 13 ページですね。④福祉施設から一般就労への移行というふうなところです。一般就労という言

葉あの文字通り一般企業への就職というふうなところでございます。上から読んでいきますけれども就労移行支援事業からの移行者というふうなところです。就労継続支援事業所 A 型 B 型あるんですけれどもこちらを使う手前のところですね。就労移行支援というものがあります。実際に作業所等のですね経験をしてみてですねこういったところが強みであるとかあるいはこういったことが弱みであるとかそういったものを支援させていただくお調べさせてというふうなアセスメントというふうなものがあるんですけれどもそちらを取らせていただく事業がございましてその後直接一般就労に結びついた方が 4 名というふうなところになっています。続きまして就労継続支援 A 型事業所からの移行者というふうなものが 2 となっております。A 型事業所というのはですね、いわゆる最低賃金を保証する継続の支援の事業所というふうなものになっています。こちらから一般就労に行かれた方が 5 名というふうな数になっております。はい、続きまして就労継続支援 B 型事業所からの移行者数というところで、B 型事業所から一般指導に行かれた方が 4 人というふうな実績になっております。その二つ下ですけれども、就労定着支援事業の利用者が 4 名そういう形になっています。就労定着支援というのはですね一般就労はしたんだけれどもその後ですねやはりお仕事を続けていくために困難があるといういう方がいらっしゃいます例えばお金の管理であるとか、朝起きれなかったりとかですね。そういったところの管理が難しい方は、この就労定着支援事業というふうなものを使って、何とか辞めずに働くというふうなところ、そういった事業をしてるのがこの 4 人というふうなところになっております。実績としてはですね A 型事業所からの移行者数 8 人目標に対して 5 人という実績ですし、B 型事業所からの移行者数こちらが 15 人という目標に対して 4 人の実績というふうなことになっております。ここに関してはかなり課題だと感じているところもありますし、続きまして⑤の相談支援体制の充実強化等というふうなところです。今相談支援というようなものをですね委託している事業所が 7 つあって他に基幹相談支援センターというものが一つ鳥取市の社会福祉協議会様の方に委託させていただいております。この基幹相談支援センターというところがですね、相談支援事業所を取りまとめていただいて、いろんな助言であるとか指導であるとか方向性であるとかそういったことを一緒にやって進めていただいているセンターになります。続きまして 14 番ですね。上から 3 番目に自立支援協議会の専門部会の設置数というものがございまして 7 部会というふうなところになっております。こちらはですねそれぞれのサービスごとに部会を設けておりましてそれぞれの課題、地域課題と呼んでおりますけれども、そういったものを解決しようというふうなことで定期的に集まって取り組んでいるものです。相談であるとか、居宅介護ヘルパーさんですね。介護であるとかあとは

就労関係であるとかそういったところを事業所の方と一緒に課題を整理して解決していくというふうなところを今やっているところでございます。続きましてこの14ページ目の下のところですね。2の障がい福祉サービスの見込み量に対する令和6年度実績というふうなものになっています。ここからもですね、見込み量というふうな言葉を使わせていただいておりまして基本的にはどういったらいいですかね。多ければいいというふうなものではないというようなところです。需要に対してしっかりと対応していくかどうかっていうところで、一応人口減であるとかですねいろんなことを考えて6~8年度の見込み量というものを設定していましてこれに対してきちんとサービスを提供できる体制をとっていくというふうなものが以降のお話になっております。これからは実績というふうなものをご説明させていただきますけれどもまず居宅介護ですね。利用者数が356人というふうな実績となっております。続きまして重度訪問介護というふうなものですねこれは重度の肢体不自由であるとか徐々に障がいがあるとか、重度の精神の障がいがあるというふうな方たちに対して特に訪問介護が必要というふうな方に対して提供してサービスになります。続きまして同行援護ですけれども視覚障がいがある方のですね移動に関する支援というふうなことで、34人というふうな実績になっております。続きまして行動援護はですね先ほどの視覚障がい以外の方ですね。知的であるとか精神であるとかそういった方たちの移動に関する支援をさせていただいているのがこの行動援護というふうなことになります。はい下のですね重度障がい者等包括支援というふうなところですけれどもこちらが実績がゼロで実際サービスの指定を受けている事業所もゼロというふうなものになっております。続きまして15の5ページ目ですね。(2)の日中活動系サービスというふうなものになっています。ご自宅から離れてというか日中ですね過ごすことができるサービスになっております。生活介護は介護保険の方の話で言えばいわゆるデイサービスというふうなものになりますけれども生活介護に関しては656人の実績というふうなことになっております。続きまして療養介護ですね。こちらで利用するのが鳥取医療センターさんなんですねけれども、医療センターの方に入院なさっていて、医療的なケアが必要な方に対して療養介護というふうなものを提供しているというふうなものになります。続きまして短期入所福祉型と医療型、二つあるんですけどもこちらの例えば実際一緒に過ごされていらっしゃる親御様であるとかそういった方たちから離れてですね、少し2週間ぐらいのところで入所して一人暮らしの体験をしているような事業になります。先ほど拠点整備の中でですね、この短期入所というふうなものを積極的に使っていこうというふうなことで今、何とかそれに向けて話を進めているというところになります。続きまして(3)ですね。日中活動系サービスの今度は訓練給付と

いうものになります。イメージとしては作業所に行かれて賃金を獲得してというふうなサービスになっております。どうしても就労支援事業所ですとですね工賃のその計画というものがどうしても必要になって、来るものになりますなので、なかなか活動が難しくてですね。工賃としてもなかなかお支払いできないような方も結構いらっしゃってですね、そういう対象者に応じて例えばこの上の二つの自立訓練・生活訓練があつた方がいいんじゃないとか、いうふうなところのサービスを設けているのがここにありますので自立訓練はちょっと実績としてはゼロなんですけれども生活訓練が17人の実績があります。宿泊型は自立訓練が3人の実績というふうなところです。宿泊型自立訓練の需要はですね、例えば退院をいる方で地域で暮らしていきたいというふうな方も結構いらっしゃるんですけど、この宿泊型の自立訓練でまずは病院から退院して訓練してみようとかいうふうなところを今も提供するのがこの宿泊型自立訓練というふうなものになります。続きまして就労選択支援というふうなところですけれどもこちらがまだ指定を受けている事業所がないものになります。先ほどですねA型事業所からの一般就労あるいはB型事業所からの移行者数ですね、数値の目標との実績の乖離があつたんですけども、この就労選択支援というのはですね、より丁寧にご本人様が何をされたいのかというふうなところをですね、会社で言えば例えば会議の数を増やすとかそういうところが大きな違いになるんですけども、この就労選択支援というふうなものになります。続きまして就労移行支援で利用されてる方が22人いらっしゃるというふうなところです。就労継続支援A型が132人、就労継続支援B型が1146人、就労定着支援を使われてる方が2人というふうな実績になっております。続きまして(4)ですね居住系サービスです。実際に住まわれていらっしゃるというようなサービスになります。共同生活援助ですね。グループホームと呼ばれるものすれども実績としては269人の実績があります。その二つ下ですね施設入所施設に入つていらっしゃる方が321人というふうなことで自立生活援助というサービスを使ってらっしゃる方が6人というふうな実績になっております。続きまして16ページですね。(5)の相談支援というふうなところになっております。計画相談支援すれどもひと月あたり560の方が何らかの形でその計画を作成しているというふうな方の実績になっております。地域移行支援は実績あり、地域定着支援の実績に関してはゼロにというふうなものになっております。地域定着がゼロであるとか地域移行支援1というふうな実績に対してはですね、こういったサービスの中のみだけではなくてですね、一般相談の相談支援事業所に委託している事業の中で何とか対応してきているふうな実情があるかなというふうなところ思っているところでございます。この地域生活支援事業の見込み量に対する令和6年度実績というふうなもの

です。地域生活支援事業、これは何かということですね今までご説明してきたのはですね要は国がこういうルールでやってくださいよというふうな制度になっているんですけれども、地域生活支援事業というのはですね各自治体の裁量というものがかなりある事業になっております。必ずやらないといけないものもいくつかあるんですけどもこちら自治体独自の考えでいくつか行えていけるようなものになっております。少し簡単に説明をさせていただきます。まず相談支援事業ですね先ほど言った要は相談支援事業を委託しているというふうなものなんですけれども、7ヶ所の法人の方に委託をさせていただいております。その二つ下ですね。成年後見制度ですけれども、利用支援事業というふうなところで申し立ての費用というふうなところになっております。その下の後見人等の報酬というふうなところになっております。基本的には成年後見の制度を利用された方はですね報酬の支払いというものが必要なんですけれども、なかなか本人様のお金の事情によってはですね本人が負担できないというふうな方がいらっしゃいます。やはり判断能力がやはり乏しい方に関しては後見制度というものがどうしても必要になりますのでそこは本人様に変わって鳥取市が報酬をお支払いしているというふうな制度になっております。続きまして意思疎通支援事業というふうなものになっております。手話通訳の派遣事業が1409件の実績があります。要約筆記者の派遣が79件というふうなものです。手話通訳は3868件というふうなものになっております。手話通訳を6人設置しております手話奉仕員の養成も参加されてる方38人というふうなところになっております。その後終わられ講習受けられて実際登録している手話通訳士・通訳者ですねこちらが30名というふうな実績になっております。続きましてその日常生活用具の給付の事業で5154件というふうなものになっております。例えば人工肛門がある方に関して袋のお金給付させていただいているとか。あとは紙オムツの支給をさせていただいているとか、あとは特殊ベッドであるとかあとは家の改修なんかも日常生活用具の事業の方で対応しているというふうなものになります。続きまして移動支援事業というふうなものがありまして、こちら実績89人となっております。この移動支援事業というものをですね先ほどいくつか医療関係の例えば通院介助であるとか行動援護であるとか、こういったものとはまた別ですね余暇活動に対して一緒に行動できるというふうなものの事業になっているところでございます。今年度からはですね、距離の加算というものを創設させていただきまして、10km以上離れた方に対していろいろ支援提供する場合はさらに高い金額の方でお支払いできるような事業になっております。続きまして地域活動支援センターの事業というふうなところで今2ヶ所です。聴覚の方が使われる地域活動支援センターが一つと、渡辺病院さんのサマーハウスさんにですね、1ヶ所地域活動支援センタ

一というものを設置して、いるところでございます。続きまして 17 ページですね。こちらはですね任意事業と呼ばれまして、絶対やってくださいねと言われてるところでないんですけども鳥取市でやらせていただいているというふうな事業になります。訪問入浴ですね。こちらはお風呂のですねよくそのまま持って行かせていただいて入っていただくというふうなサービスを提供してるのが 16 名いらっしゃいます。生活支援事業でさわやかサロン等ですけれどもこちら 36 人の実績があります。続きまして、日中一時支援事業というふうなものです。先ほど生活介護、というふうなお話をさせていただいたかなと思うんですけどもやはりそういった事業をやろうと思ったらですね、かなり職員の配置とかがかなり厳しいものになってくるんですけどもなかなかそういう配置基準を満たせないけれども日中居場所として使っていただけるようなサービスがこの日中一時支援というふうなものになっております。続きまして点字広報等の発行事業というふうなところですね。市報の点字版を作成して必要な方にお送りさせていただいているというふうな事業になっています。最後にデイサポート事業ですね。この建物の中で行われているお風呂の事業なんですけれども 14 人の利用があります。17 ページに関しては以上です。18 ページですけれども、こちらはですね障がい児に関する計画の実施状況について説明をさせていただきます。まずですね（1）の計画目標に対する令和 6 年度実績というふうなところで障がい児支援の提供体制ですね。児童発達支援センターの設置というふうなところですねこちら 1 ヶ所設置させていただいております。過去の障がい児通所支援等の見込み量に対する令和 6 年度の実績というふうなところです。まず児童発達支援、こちらの小学校に入る前のお子様にですね、教育等が必要な方に対して提供してサービスになります。こちらがですね実績がかなり多い状況になっているところです。見込み量としてはかなり 75 人に対して 101 人というふうなところになっておりますとですね、それぞれ何とか取りこぼしがないようにですね、何とかの事業所に相談員の方に見つけて何とか使っていただいているような状況になります。続きまして報告等デイサービスというふうなところです。文字通りですね放課後ですか学校がお終られた後で、デイサービスを利用する子供の居場所になるような事業になっていく。特に 7 月 8 月は夏休みでしたので、利用がかなり多かったデイサービス事業となっております。続きまして保育所等訪問支援というふうなところになっています。これは保育園とか学校や小・中学校のことなんですねけれども、なかなか学校の先生だけではですね対応が難しい方お子様がいらっしゃるんですけども、そちらに保育所等訪問支援事業所をですね、一緒に授業に参加させていただくあるとか、廊下の方で授業の様子を見させていただいて、子供に対するその支援に対してアドバイスさせていただくというふうな事業になっておりま

す。下の障がい児相談支援というふうなところですけれどもこちらは障がい児の方もですね、そういったサービスを使おうと思ったので計画というものが必要なんですがそれともそういったものを提供している。数として 149 人というふうな実績になっております。説明は以上となります。

（大谷委員）皆様の方で今の報告につきましてご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

（田渕委員）いろいろ説明がありました。いつもこの特に地域移行こういったものが計画だけで、ほとんどがまた未達で終わってるんですね。今回やっぱりそういう傾向があります。そして具体的には、少しお尋ねしたいんですけど就労に関する部分は、今以前は最低雇用率が 2%、今ですと 2.7%、50 人が今 33 人にかわるんですね、もしそういったもので就労に関する人数というのは確保がなかなか難しい状態。それに合わせてこの人数が上がっておるんですかね。それから障がい者のサービス見込みのこれ 3 障がいプラスして足し算で入ってますね。これ障がい者別に分類したものをしらはまさんが周知するんですけど、これは障がい者別に分類します。非常にこの大きな差があるんですね。障がい者によってなぜそれがそうなったのか、そしてそのことを皆さん方がきちんと掌握しておられるのか。びっくりするようになりますよ。意識していただき、なぜそうなっているか、どこに問題があるのか。そういうものについての確認をお願いしたいと思います。それからこの表の中で、令和 6 年度の実績と 6 年度の見込み量、これは、違うんですかね。実績の見込量。これどう説明されるんですかこれちょっとこれ意味不明ですね。これ私はこれだけの情報をもとに一方的にちょっともうこんなスピードで話されてもね、なかなかこれは難しいと思いますけどね。あなたはしっかりわかっておられるかもしれませんけど、聞く方はそんないきません。そしてこれを地域移行、それで包括支援なんかも毎年の題目なんです。未達そして数値の目標は、国が下りたものを県からもらったものをそのまま入れるというそういう乱暴な回答なんです。現場に残ってるか、どうなってるか。しっかりしたものとそれから地域の生活支援事業、こういったものは現場での数字に見えてると思うんですけど、この地域移行とか包括支援とか、就労とか、この辺はかなり無理な数字があるんじゃないかなという具合にいつも思っておりますけどね。最後になんでかっていうと、これ単純に去年の数字ですけどね。これ 2 年 3 年、5 年前に比べてどうなったのかね。説明はね。見ていただければね。どれだけ乖離してどれだけ無理な金額なのかそういうものをきっちり見えると思います。単純にならないと思います。6 年見込量でこれとは違うんですか。これも話して、ちょっといろんなことを話してますけど、お願いします。

（大谷会長）事務局お願ひいたします。

（足立係長）はいありがとうございます。いくつかご質問いただきましたちょっといだいたい意見についてご説明をお話させていただきたいなと思うところです。まずですねまず最初に障がい者雇用率というふうな話があったかなと思いますけれども、ですね今回の実績を見込んでいる量に関しては過年度の実績に対して、伸び幅を考えているものになりますので障がい者のその雇用率が変わっていくというふうな変遷に関しては、特に見込んでない前提にしていないものになりますから逆に言えば一般就労への移行というふうなことに関して言えば障がい者の雇用率が上がっていくということに関して基本的には追い風になる話だなとは思いますのでそういったところを捉えながら見ていきたいと思っていまして、障がい者の分類に関してはおっしゃる通り3障がい全て合わせたものになります。精神の方の定着ですねそれが低いというふうなところだったかなと思います。私が以前、障がい福祉課に行く少し前に職員課というところにいましてですね人事の係にいたんですけども、やはり休まれる方、職場に馴染めない方お仕事がなかなか合わないというふうな方がですねやはりかなりいらっしゃって診断書も出てきている中でやはり精神の方がやっぱり多い。と思って診ていますので、そこはやっぱりそれが出てくるのは、明らかだろうなというふうなことは思っているところです。例えば、直接面談を何回か繰り返してどうにかお仕事の差配をさしていただいたりとかそういうことはさしていただきましたけれどもそういうことを続けていくようなことをやっていくしかないのかなというふうなところ思っております。続きまして実績量の見込み量ですけれどもこの違いはですね、見込みに関しては要は、申請が上がってきそうなものに対してそこは必ず確保していくこうというふうなことの見込み量になってますので、例えば、その多寡を判断するためのものではないです。例えばこれで見込めるに対して実績が少ないというふうなことに関しては、すなわち課題というふうなことではない。と我々は思っています我々の方としてはやはり例えば窓口に来るお客様に対して、こういったサービスを使いたいというふうな方が絶対いらっしゃいますので、その方たちに対して間違いなくサービスを提供できているかというふうなところを大事なところだなと思っているところですので、この見込み量と実績に対する乖離があるというふうな点に関してはですね、たちまち課題になるものではないというふうなところ思っています。数値に対してなかなか無理なものになっているんじゃないのかなというふうなところがご指摘いただいたかなというところです。特に就労施設から一般就労への移行というふうなところはかなり数値の乖離があるようになります。これから例えば就労選択支援事業というふうなもののが入っていきますけれども、本人が例えば一般就労されたいというふうなご希望があ

ったときにですね、あそこは我々鳥取市行政とあとは実際にサービスを使っていらっしゃる方が、継続支援事業所の方とかですかね。そういった方と話をして、やっぱりその願いを叶えるべく何か支援していくっていうふうなところがやっぱり必要になってくるんだろうなというふうなことで考えています。以上です。

（枠谷課長）すいませんちょっと補足なんですけども、見込み量と実績の違いというところで、見込み量というのは当初計画を併記しておるというところでございますで、ちょっと見やすいようにということで入れさせていただいたというところです。以上です。

（大谷会長）議長から一つ聞いてもいいですか。あの質問というよりも、16ページの成年後見のところのこれ利用者事業の報酬をちょっと市の方で払っておられるということで、これ各地域差というか、各あの県によって差があるというふうに聞いておるんですけども所得のない方に対して当事者申請のみという意見もあったりしてますので私もちょっとここではっきり知らなかつたもんですから当初はそれに対して、必要な部分として、主に報酬を毎月の報酬も支払われてるという判断でよろしいでしょうか。

（枠谷課長）はい。障がい福祉課枠谷です。おっしゃる通りでございまして、成年後見の利用支援制度に、申し立て費用と報酬費用の助成ということがございます。報酬費用の助成については先ほど私の方が申し上げた通り、所得の少ない方に対して後見人報酬。24万とか裁判所から提示がありますので、そのある一定基準の中でお支払いをさせていただくということです。ただこの制度、おっしゃる通り各自治体でちょっと異なっているところがございまして、例えば関西の方の自治体では、市長申し立てしたもののみが対象となるというような限定があつたりすることがございます。本市におきましては、鳥取市に住所がおありになれば、誰が申し立てても申請いただけるようにはしているところでございますが、そういったところで各自治体でもまだ差があるということは認識をしているところでございます。以上です。

（大谷会長）すいませんありがとうございます。議長に戻ります。

（中宇地委員）地域包括ケアシステムについて、お聞きしたいのですが、福祉計画の中での46ページに明記してあると思うんですけども保健所が中心となっている関係機関と連携した協議の場で人のニーズとか地域課題を把握して課題解決に向けて、その支援していくということと、それから精神疾患についての正しい理解と偏見のない地域作りを目指して、啓発活動を進めていきますっていうことで、こういった協議がな

される場だと思うんですけども。それが1回やられてるっていうことなんんですけども、精神障がいの方のニーズだったりとか地域課題っていうのがどういうものであって、鳥取市としてどういう方向性で精神障がい者と家族が安心して暮らせる地域作りを目指しておられるのかなっていうのが少し教えていただきたいなと思っておりまして。私どもも鳥取市のあの端っこの西の方で細々と10年前から地域の中で、精神障がいのある方と家族が安心して暮らせる地域作りってどういう形でやつたらいいんだろうっていうことで、元々いろんな差別的な発言だったりとか本当に理解をしていただかなくちゃいけない人たちからの差別的な発言があったり、実際に障がいの人たちが不審者扱いされて警察ざたになったりたりとか、それから障がいを持ってるから安心して外に出れないって言われたりとかそれからずっと親子で暮らしておられたのがその中で亡くなられて、障がいを持った方が1人で暮らしておられたら地域の中で、あんたは障がい者だけ、この町で、この家で住み慣れた地域で、お父さんとの思い出のある地域で暮らしたいんだけどそういうふうに言われたっていうようないろんな問題が出てきたもので、本当に皆さん行政が何とかせいって思われるかもしれないんですけども、何とか私達の住民の力で自分たちの力でやっていかないといけない時代じゃないかなと思って、地域作りをやっていこうと細々と数年前から立ち上げたのがつながる会なんんですけども、そういう中でいろんな関係機関の方たちに集まつていただいて、民生委員さんの方、就労支援事業所の方それから家族会の方とか、当事者の方はもちろんいらっしゃって地域の保健師さんだったりとかそれから精神保健福祉士の人たちとかいろんな方たちに集まつていただいて地域の中でどういった現状があってどういう課題があって、どういうふうな形で地域が安心して暮らせるまちになるんだろうっていうのをずっと1ヶ月に1回協議をしながらやつていてるんです。やっぱり地域の中で安心して暮らせれない原因っていうのか要因っていうのがやっぱり偏見とか、差別だったりとか、そういったことが横行してるが、やっぱり原因じゃないかなっていうことで何とか地域の中で地域の人たちに私達の手で、本当お金もないんです。つながる会を持ちとりでやってるんですけども、メンバーの中に7年前からできているほっとカフェって居場所作りをしていて、障がいを持たれた方だったり、それから関心のある方だったり地域の人で、障がいの人たちが安心して過ごしていただくっていうことと、それから地域の人たちにも来ていただいてそこで同じ時間と場所を共有することによって、地域の人たちに障がいの人の理解をしていただくっていうこととそれからぴあソポーターの活動の場にもなっていますし、ほっとカフェが出前カフェをして、地域に必要性を理解してもらってできたふわっとカフェ、それから今年できるかもしれない鹿野のカフェ。いろんな人たちと集まり、集まってとにかく啓

発活動をしていこうっていうことで今まで研修をしたり、障がいの人たちに正しくわかりやすく知っていただこうっていうことで寸劇をしたりとかそれから、今年度はそれこそ意思決定の尊重っていうことが今大事にされていますし、憲法で保障されている基本的人権の尊重それから合理的配慮を中心に弁護士の先生に来ていただいてお話を伺ったりとかパネルディスカッションをしたりとか、それから原田先生にも来ていただいて、医学的な見地でお話を来ていただいたりっていうことで、とにかく私達の手で地域のあの手でやっていこうということで今やっているんです。そういう課題と鳥取地区の包括ケアシステムの中で、鳥取市の課題とか現状とかそれから方向性っていうのが教えていただければと思いますし、それからの啓発活動も推進していくっていうことなんんですけども、どういう形で鳥取市として普及啓発をされているのかっていう2点をお伺いしたいと思います。私達の活動にもちょっと同じようなこと言つていたら申し訳ないですが。本当に細々とやってるので、でもこういった地域の活動っていうのが、本当はいろんな形で地域住民主体の活動がいろんなところに波及していき住民の力で、主体的になって、家族と本人を中心にいろんな活動ができていったらなって思いますしそれから居場所作りもいろいろなところで波及していいたらなと思っていて。私とかこの委員の推薦を受けたときに、私なんかとっても、なんか場違ひじゃないかなと思ったんですけど、こういった活動をちょっと知つていただきたくてさしてもらいました。

（玉川室長）心の健康支援室の玉川です。地域住民であるボランティアさんが障がいの方を理解する取り組みをしておられること感謝しております。計画の46ページにありますように精神障がいの有無や程度に関わらず安心して暮らすことができる地域を目指してということで、医療、障がい、福祉、介護、住まい、社会参加、就労を啓発活動教育その他包括的に確保されるという大きな目標があります。推進会議代表者の会は年に1回、実務者の会を年2回、研修会等もしております。昨年度、代表者の方々から多くご意見いただきました。まだまだたくさんの課題がある中で精神疾患に対する偏見のこともあります。皆さんがよく知る病気で例えば糖尿病は慢性疾患でお薬で血糖値コントロールするだけでなく運動、生活習慣、食事に気をつけたり、いろんなことをしながら、悪化しないように、血糖値コントロールして悪くなれば入院また良くなれば在宅で暮らせると思うんですけども精神疾患も同じで病気によってかなり良くなり回復する病気もあればずっと付き合っていく慢性疾患でもあります。そういう中でやはり悪化せずに、安定した状態で暮らせるっていうことが大事だというふうに実務者会等でも検討しております。代表者の会では、医療と地域の支援者との連携ということ、本人の支援についてクライシスプランの活用、人の赤信号になる手前

の黄色信号に気づいて、どういうふうに対処したらいいのかというようなことを支援者も勉強をし、できれば本人家族さんとも共有しながら、本人が病状的によい状態、安定した状態が保てるような生活をして黄色信号になったときは、受診を早めるとか、手立てができるような計画について実務者で勉強したり、支援を考えてます。あと三つ目は、中路宇地委員さんが言われたように啓発のことを大事にして、おります。令和4年度から高等学校1年生の保健体育の教科書に、精神疾患の予防と回復の内容が入り授業が実施されています。今年度も高等学校の方にピアソーターさんと保健所の方で事業に参画させていただいて、正しい知識を理解してもらえるように予定であります。昨年度の実績で言いますと令和6年度は5校467人の生徒さんにピアソーターさんの実際の声を聞いてもらい、偏見等が少しでもなくなるよう力を入れているところです。以上となります。

（大谷会長）ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

（村田委員）公募委員の村田です。白い冊子の方なんですけど、地域生活の支援体制の整備の中で、85ページですね。数字じゃなくてこちらの内容についてなんですが私は県のペアレントメンターをしてまして、いろんな親御さんの方とお話する機会がありまして、発達障がい以外の学校さんとも対話する時間とかもいただきました。親亡き後、親の世代がもう70代80代になっておられるところが多いってお聞きして市の方もなるべく当事者の親御さんとかからもお話を聞いていただきたいなという自分の会は、実は県の方には聞いていただきまして知の方と自分たちの所属している二つの障がいの会で聞いていただきました。早急に対応していただきたい内容もたくさん出ておりましたので、ぜひ各団体とかそれぞれの障がいは種別違いの親は高齢になりますのでぜひ聞いていただいてその課題も対応をしていただきたいっていうのがあります。うちの子供たちは就労していますが、今日公共的な機関であっても、正職と非常勤では障がいの認識合理的配慮の認識は全く違います、そこら辺も配慮やその障がいのみんなに知っていただくって内容にも準じてくるとは思うんですがそこら辺もしっかりとしていただけると就労の定着っていうところに県や市も定着が難しいって非常勤とかも聞いておりますので、そこがしていただくことも大切かなって個人的には思っております。あとは個人的に仕事が、以前重心（重症心身）とかとも関わりがあるんですけども支援者のなり手が多分少ないと思うんです。保育現場も少ないですけどもそこに対してのしっかりとした費用であったり、支援がしていただけると親や本人がよりよい生活が営めると思うんでそこら辺も市の方でもご協力をお願いしたいと思いますよろしくお願ひいたします。

（足立係長）ありがとうございます。少しお話をさせていただきたいなと思います。まず最初の親亡き後のお話ですね。これを聞いてくださいというふうなお話があったかなと思います。非常に重要だと思う。今年度後半にかけてですねまずは今のサービスを使ってらっしゃる方例えは就労系ですねサービスを使ってらっしゃる方にですね例えは親がキーパーソンとなる方が何らかの事情でいらっしゃらなかつたときにですね、危ないんじゃないかとかそういうふうな話をちょっと進めていきたいというようなところがあつて今年度の後半にかけて、まずサービスを使ってらっしゃる方をまずはですね状況を把握してお話を聞いていきたいというふうなことを今やりたいなというふうなことで話し合っているところです。先ほど就労している方のですね正職と非正規の方でやはり障がいに関する考え方かなり違うというふうなことがあつたかなと思います。それに対して我々ができることとしては、やはり合理的配慮といったところですねあとは差別の解消というふうなところ周知をしていくというようなことが定期的にさせていただくっていうことが重要なのかなというふうに思ったところです。続きまして重心の方のお話が最後にあつたかなと思います。これはあの、いわゆる重症心身の方のことでいらっしゃいますかね。こちらいろいろ今自立支援協議会の方で話し合っているのはですねいくつか受け入れ先がない方の中でもさらにいない方いくつかそのですね、みんなに対応できるサービスがなかなかないなというのがあるのではまずは1件1件見ていくて何とか対応できる成功事例として広げていくっていうふうなことからまず始めていこうというふうなところをもつて、やっぱりあの鳥取市だけじゃ駄目だらうなとは常々思つてますので、例えは親御様のご意見とかですね実際サービスを提供する事業者の方から意見を聞かせていただいてやっぱりこういう事業がないと回らないよねとか、こういう事業がないと生きていけないとかいうふうな話があればですねそこは鳥取県の方に話をさしていただいて、何とか予算つけていただいて一緒にやりましょうとかですねそういったことをちょっとしていこうかなというふうなところがあります。今その鳥取県の方もですね先ほど親亡き後というようなところに対しても、結構動きを聞いてきてるところでして多分今チャンスなんだろうなというふうなことをすごく思つてますので何か動いていきたいなと思っているところです。以上です。

（中宇地委員）ほつとカフェの会で副会長をしていますそれから、ベストフレンドに所属していて、家族会にも関わっていますし、それから、就労支援事業所にもずっと5年間のボランティアで勉強させてもらつてたのですが、その中のしおさいの会っていう家族会にも関わらせてもらつてるんですけども、家族会の会員の中でも中心的な課題が親亡き後の問題でしてそれも何度も話し合いをしてきたんですけども、や

はり自立、当事者本人をどう自立に向けてちっちゃいときから子供のときから育てていくかっていうのが大きな課題だなっていうのはみんなの共通認識だったんですけども。あとやっぱりサービスとかもやっぱりもちろん必要で暮らし、家のことだったり、金銭管理者のことだったりとかいろいろな準備もしとかないけども、今親が病気になったりとか倒れたりとか、なくなったりする前に、親自身が自分を、がどうしていくのかっていうことを考えないなくて、それこそACPじゃないんですけども、自分の老後のことをどうやってくださいかっていうことも併せて考えながら一緒にちゃんと本人を家族とそれから親戚とかいろいろと、みんなを交えて今後の生活を協議していったんだっていうふうなことをおっしゃっていました。ちゃんとやっぱり事前に準備しておかないといざとなったときが本当に大変になってくるので、小さなときからの子育て、それから今後の暮らししぶりが大切なことを共通認識していくっていうことが大事だねっていうのをお話しました。

（大谷会長）ありがとうございます。他ございませんでしょうか。

（田渕委員）先ほどから差別解消法、合理的配慮こんな言葉が時々出てきておりますけどこの法律も全く機能してないですね。機能ないです、罰則がなければ監督する人がいないんです。ただお題目として挙がっておる。これ国連からの勧告を受けて、これは仕方なしに、平成28年に制定してますけど多少はグレードアップしますけど、機能してない。みんながこういったものを、何か時々法律があるというようなことを話されますけど、この機能していない。まずその認識をもっとやっぱり見てほしいと思います。そして、これだけね、現場の声をいろんな方が話しております。皆さん本当に現場で出てみておられますか。現場に例えば何とか事業団に委託しておるんですね。そっから話を吸い上げて、そこだけのいい話だけを皆さん方に聞いておられませんか。現場で何が起こってるのか。どんな声があるか、今中宇地さんが話されましたね。そういういた現場の声をね、じかに聞かれないというわけですからね。机の上の議論はどうでもいいんです。現場で何が起こってるか。そのことによって、今皆さん方がやっておられる仕事がね、どれだけ乖離があるんかこれでいいのかそういったものはきっちり確認していただきたいと思うわけですよ。これあのピアの話をされました。これも今日中にも入ってますよね。実際はいろんなところで着実にこの事業も進んでおりますし、当事者の方も本当にそのことによって力を入れております。ですから、元々こういったあの計画は計画としてね、ここの中で今日全部ぱっと出されますが、それも大事かもしれませんけど特に肝になるのはこれですとね、この問題があると私もそういったところにもっともっと深掘りをしてね、そういったことに関して、そして現場ではこんな日があったとそういうやっぱり話にして欲しいと今までずっと

と会議でね。これは今後の検討事項だと今後の課題ですとか、検討しますとか、そんな話でねそのように何を検討されてどういう問題があつたか、そういう話をね、ないんですね。ないんです。ですからね。会議のための会議になつたらしようがないんですね。まずはその現場に行き、現場の声を聞いてくださいね。1日座つておられて、どんなふうにカフェの人が来られてどんな話をしておられて、どんなことで困つてゐんですかね。そん中でね、本当に今やつてることは、いいのか、もう少し意見とかね。それともやっぱり実際にね、皆さん方に肌で感じてほしいと思います。差別解消法は何にも役に立つておりません。もう一度言います。以上です。

（大谷会長） はいありがとうございます。ではあと 10 分となりました。次の議題に参りたいと思います。続きまして令和 7 年度鳥取市障がい者計画に係る主な事業について事務局お願ひいたします。

（前岡補佐） それでは令和 7 年度の鳥取市障がい者計画に關わる主な事業について、説明させていただきます。説明資料につきましては障がい福祉課に加えまして、本日出席しております特に関係の深い地域福祉課さん、子供から発達家庭支援センターさん、心の健康支援室さんの所管する部分をご説明したいと思いますのでよろしくお願ひします。では 19 ページの方を見ていただきますと、相談支援事業費ということで載せさせていただいております。相談支援事業所に相談支援業務を委託させていただきまして、障がいのある人が地域に安心して生活していくために必要となる各種サービスの利用等のための相談支援調整等を行う体制を整備し障がいのある人の地域生活定着および広報を積極的に推進しようとするものです。基幹相談支援事業所 1 ヶ所、指定相談支援事業所 7 事業所を委託させていただいております。相談件数といたしましては、昨年度令和 6 年度は 3 万 5006 件という形で高い水準で推移しています。続きまして、20 ページ目の方をご覧ください。重症心身障がい児者受け入れ事業所看護師配置助成事業費 5 番目の方になります。この事業は日常的に医療行為を必要な障がい児者を受け入れるために看護職員を基準以上に配置させていただきまして、たん吸引等の医療行為が可能となる事業所に対して人件費を助成しているものになります。続きまして 23 ページ目の方をご覧いただきますと、補装具の給付費ということで 15 番、載せさせていただいております。この事業は身体の障がいを補うための装具の購入であるとか修理代の費用の支給を行う日常生活および職業生活の向上を図るものです。自己負担の 1 割で義手、車いす、補聴器などの補装具を必要とする障がいのある人に対して、経費の 9 割相当額を支給しているものです。続きまして、ですね、24 ページの日常生活用具給付事業費になります。17 番になります。この事業は障がい者の総合支援法に基づきまして、地域生活支援事業の一つでありまして、障がいのある人が有

する能力および適性に応じまして、自立した生活および社会生活を営むことができるよう日常生活を給付するものです。25 ページ見ていただきますと 23 番国民健康保険団体連合会負担金等になります。この事業はですね障害者総合支援法に係る障がい福祉サービス費として居宅介護などの介護給付費ありますとか、自立支援、自立訓練などの訓練等給付費サービス利用計画費などについて国保連合会を経由して事業所に支払いを行っているものです。続きまして 27 ページの方 30 番になりますけども国民健康保険団体連合会負担金障がい児対象になります。先ほど 23 番の方で説明させていただいたのが障がいの方になりますとこの 30 番の方になります。この事業は児童福祉法に関わります障がい児通所サービス費として、児童発達通支援や放課後等デイサービスの利用に係る経費について、先ほど者の方と同じようにですね連合会経由で事業所に支払い等を行っているものでございます。続きまして 30 ページの方になりますけども、自立支援医療費ということでこの事業は身体に障がいのある人に必要な医療を更生医療・育成医療として支給させていただきまして、障がいの除去軽減や機能回復等を行うものでございます。続きまして 36 ページの重度障がい者タクシー料金助成費の方になります。この事業は重度障がい者の日常生活の利便性の向上と社会参加の拡大を支援するために、タクシー料金の一部を助成するものです。対象者は身体障害者手帳の 1 級であるとか、療育手帳の A であるとか精神保健福祉手帳の 1 級を所持するもので、非課税の方が対象となります。最後ですね、38 番の 38 ページの 4 番の特別障害者手当費の方になります。この事業は重度の障がい者の障がいが重複しまして在宅で日常生活において常時特別の介護を必要とする者に対してその障がいのために生じる費用の一部を手当として支給するものになります。年 4 回支給があります。説明の方は以上になります。

（山内次長）地域福祉課山内でございます。資料の方ちょっと 34 ページまで戻っていただきまして、安全安心というところの避難行動要支援者支援制度普及促進事業費についてご説明をいたします。事業の概要のところに記載しております通り、障がいのある方や要介護高齢者など災害時に避難の支援が必要な方を登録し、地域の支え合い体制を構築する避難行動要支援者支援制度というもの普及啓発を行っております。また先ほどから出ておりますような相談支援専門員さんであるとか、ケアマネージャーさんとかにも個別避難計画の作成の方にご協力をいただいておるところでございます。今現在約全体で 4000 名ぐらいの避難行動要支援者の計画作成済みの方がいらっしゃるんですけども、まだ例えば身体障害者手帳の重度の方とか、精神の 1 級の方、知的の A の方とか、いわゆるそういう支援が本当に必要であると思われる方の計画の作成率は本当に低くなっています。そのため今年度ですね、今まで申請勧奨して

もおいでられなかつた方にですね一斉に約 4000 名に、申請勧奨を送りましたところ、その約 1 割にあたる今現在で 388 名の方が計画登録作成するというふうなご返事をいただいております。内訳といたしましては身体障害者手帳所持者の方が 287 名精神の方が 11 名、知的の方が 27 名、介護保険の方の該当者というのが 211 名で、合計しますと重複があるので、388 名になりませんけども、そういう方々がですね、この度の勧奨によってですね、計画作成に前向きに取り組んでいただけるというようなこととなっています。続きまして 2 番のわがまち支え合い活動支援事業補助金です。こちら事業の概要記載の通りでございまして、町内会、集落単位で取り組む災害時の要支援者の避難体制および平常時の見守り体制の構築を支援するということでこちらは鳥取市の社会福祉協議会の補助事業となっております。地域の、さらに町内会とか集落と小さい単位ですね、支え合いマップを作ったりとか、そういう支え合いの体制の構築にかかる経費をですね、町内会の方に社協さんが助成されその費用を、また鳥取市の方が補助するといった概要になってございます。私の方からは以上です。

（平戸所長） こども発達支援センターでございます。ページをまた戻っていただきまして、29、30 ページをご覧ください。主なこども発達支援センターの事業を載せています。最初にこども発達支援センターですけれども、業務といたしまして、乳幼児期から 18 歳までの発達上の困難を抱えるお子様の発達相談ですとか、就学前からの教育相談等々を行っている係と、それから児童発達支援センター若草学園、湖山にございますが、そこを所属している部署でございます。では、事業の方 38 番をご覧ください。児童発達支援事業費でございます。事業の概要そこに書いてございます。先ほど申しました相談支援を行うために保育園等への訪問相談を始め、発達検査等の実施また、そこに書いてございます発達支援保育指導委員会等ですが、障がい児保育の一つとして加配の保育士さんを配置していただいたところへの巡回指導という業務をしているものでございます。また令和 5 年度から関係機関との情報共有ということで、児童専用のお子様 1 人 1 人の保管ファイルという親御さんが持つていただくサポートファイルと申しております。それを作成し配布し、年長児から小学校とか小から中いうような支援の継続を行いたいということで、行っているものでございます。次に 39、40 のところでございますが、39 番は親子通所療育ということで、主に二、三歳のお子様を対象にした療育事業をしております。そして 40 番は、主に園に所属されている年中児さん年長児さんを対象にしたお子様同士の小集団療育、保護者さんへの交流等もございますが、そのような療育事業をしているものでございます。そして 41 番でございます若草学園の管理運営費というところでございます。先ほど申しました児童発達支援センターは毎日通園の 30 名定員でお子様が通ってきていただいており、そち

らの管理運営を主たる業務になっております。発達に応じた療育や支援を行うことで、運営しているものでございます。続きまして 30 ページの上をご覧ください。42 番は地域療育支援事業ということでこれは保育園に通っていらっしゃる方もですし、在宅にいらっしゃる方もですが週に 1 回通って来ていただく外来療育、そして訪問に出向く訪問療育、施設の方への施設支援というような地域でいろんなニーズに応じた療育を展開するという事業になっております。そして新規のところですが 43 番は若草学園改築事業費ということでございます。元の現在の園の園舎は昭和 62 年に建てられたということで、老朽化もですがその当時のやはり構造上の問題ということも大きく出ております。安全安心な療育環境を設備する目的で 5 年間での改築を目指した取り組みをするということで、今年度から始まっている事業となっております。そしてもう一点過去の資料に入れております。ページは 39 ページをご覧ください。下から 2 番目の 3 番をご覧ください。インクルーシブ教育システムの推進事業費でございます。先ほど乳幼児期からと申しました年長児という、就学前から就学に関する特別な支援を必要とする可能性のあるお子様に対する情報提供ですとか相談会の実施等に取り組んでいる事業でございます。就学相談員を配置いたしまして、早期からこういう相談の充実を図っているものでございます。また学齢期においても、その後の体制の支援とか、特別支援教育の充実を図りたいということで、ここに予算を計上したものでございます。説明は以上です。

（玉川室長）失礼します保健所心の健康支援室玉川です。私の方からは資料のページ 3132、33 ページをご説明させていただきますと、11 ページですけども、障がい者社会参加支援事業ですけども、在宅でおられる精神障がい者の方の居場所と交流の場として、鳥取地域、南地域、西地域でデイケアを実施しております。また年 1 回市民を対象とした精神保健交流会等もしております。デイケアの中では、運動指導、音楽療法、レクレーション、ピアソーターにも依頼して情報交換等しております。7 番アルコール薬物関連問題家族教室事業費と、次のページ 12 番にアルコール薬物等依存症支援対策事業費があります。近年、依存症の相談が増加傾向にあります。アルコール薬物ギャンブル等の依存症で悩む家族の方に対して、家族教室を開催しております。また専門医、専門相談員による専門相談を開催しまして、本人家族が問題解決に取り組めるようにしております。はい。32 ページの 8 番ひきこもり対策支援事業費ですが、ひきこもりや家族教室を開催しております。また、NPO 法人青少年ケアサポートの方に専任の相談員さんを配置し家庭訪問等のアウトリーチと居場所の支援等を行っております。9 番の精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムにつきましては先ほどご説明させていただきましたので、省略をさせていただきますが、今年度も普

及啓発の部分では、東部の高等学校全校に授業の協働実施の希望を聞いており秋以降に予定しています。13番、精神障がい者地域移行地域定着支援事業費ですがこれは精神科病院に長期入院患者さんの退院意欲を高め、地域移行を推進するものです。具体的にグループ支援としましては、精神科の病院の入院病棟に保健師、ピアサポートーさん等、事業所の相談員等と退院後の生活についての患者学習会を開催しております。退院後の服薬管理、障害年金の制度、訪問看護の利用について説明しています。ピアサポートーさんの言葉の中で、困ったときはこんなふうにしたらいいというようなアドバイスをしてもらうことで退院への意欲を喚起するようなことをしております。あと令和6年度からの事業として地域で暮らせる精神疾患をお持ちの方を対象に支援者例えば保健師等が訪問するときに、ピアサポートーさんも一緒に同行訪問して、当事者の目線で地域での生活の困りごととか病気の不安とかを傾聴したり、体験を伝えるというような事業をしております。他の内容につきましても、また見ていただければと思います。以上となります。

（大谷会長） はいありがとうございます。これにつきまして何かご質問がございましたら、はい、そうです

（宮脇委員） どうぞ初めてなんでちょっと教えて欲しい。今いろいろ説明された令和7年度ちょっと鳥取市障がい者計画に関わる関わる主な事業を説明されたんですけどこれが事前に送っていただいた資料の中でちょっとあんまりわからなくって。今説明された分は例えば33-13でこれは担当の医療課が担当して、7年度の予算が決まったということでいいんですか。となると、授業の概要に適用なるようなことあったりあれば申請すれば可能性があるという判断でよろしいんでしょうか？もう7年度ですから予算は決まっている。詳細の使い道はまだただ、こういう方向で使うんだというのが事業の概要でしょうか。ということはそれになら似たような内容のあれがあれば、申請すれば可能性ありということでいいんでしょう。それがここに挙げられた。数書いてあるのができる口で囲んであるのが、担当の課でそのテーマの名前があって、あの額がもう既に7年度ですから決まっているということですね。

（前岡補佐） そうですね7年度の事業でありますので予算の執行はすでに進んでいるものでございます。ですので内容につきましてはもう既に該当するものがあれば、あるし、対応につきましてもそういう意味でも対応できるものでございます。

（宮脇委員） わかりました。

（山根委員） 地域福祉課にちょっと聞きたいなという。避難行動支援制度の事業とい

うのは、令和5年には740万なんで今もう今年は約10万あったという。それからその予算組むのはいいけど、障がい者当事者に何にも言わずに予算組んだり、事業進めるところがあるのか。さかのぼって言うと、一昨年の8月15日に災害があった日に市の防災無線で緊急に避難せっていう。2回も3回も言っていたけども、どこに避難したらしいかわからんし、物事ちゃんとしておいてもらわないと予算組んで、市が勝手に事業だからするのではなく、本来は事業費組むときには、市民に関係あるときには市民に聞いて事業を組まないといけない。その中で事業を落とすときには、どこをどういうふうにして来年しますとか。そういう組み方をしないといけない。来年の令和8年度の予算組む時には、今年の秋までには集まつてもらって、予算をどれだけかつみ上げをしてそれが普通だと思う。今見たら市役所からこれがいるって言われてもお手盛りでわかりにくい。

（山内次長）ありがとうございます。地域福祉課山内です。まず令和5年度の当初予算743万6000円ということで、かなり計上してるんですけども、これ実は事業の概要のところに書いております。その身近な福祉専門職、ケアマネさんとか相談支援員さんにですね、普段からプラン作ったりとかいう関係があるもんですからこういった個別避難計画の作成を勧奨していただいて、計画作成していただいたら、いわゆる委託料としてですね、お支払いするというような契約をさせていただいて、その当時こういった個別避難計画を作成する方が相当必要な方が相当数いらっしゃったので、何とか頑張って計画作成作っていただこうということで委託料をですね、当初に予算要求したんですけど、実際のところはですね、やはりケアマネさんも相談支援員さんもなかなか忙しかったりとかということでですね、思ったほど件数が伸びなかつたというが実態で実績額は、もうかなり少ない金額になりました。それを踏まえてですね、令和2年度、控えめにもしたんですけどもやはり、なかなか進みませんで、実績としては70万ぐらいしか使ってないというのが実態でございます。この金額はですね、例えばその当事者の方にお支払いをするものではなくて、そういった避難、個別避難計画の作成に協力していただいたケアマネさんとか、相談支援員さんの事業所の方にですね、お支払いするという経費です。でしてもちろんこういった制度があるよということはですね、全ての団体さんではないですけれども育成会さんだとか、研修の際にですね読んでいただいてですね、こういった制度の説明なんかもさしていただいたりもしておりますし、地域人の研修会とかにもですね、呼ばれる出向いていってこういう制度のお話もさしていただいております。この7年度はですね、先ほど少しご紹介しました。避難行動の支援が必要なただ、まだまだ計画の作成率が低いということでですね、今まで手帳を取得されたときにですね、1回だけこういう制度がありますよ

って紹介してそれっきりになってたというものをですね、一度ちょっと何年間分かまとめてですね、勧奨し送らしていただきましたところさっき紹介させていただいたようにですね、送った中の約1割ぐらいの方がですね、計画作成しますということで手挙げしてくださったので、こういった努力を今後もしていかなきゃいけないかなというふうに思っております。はい、以上です

(山根委員) 聞いとるのちょっと違うんだ。要するに、その障がいを持った人が私は足が悪いけど、なんとか歩けるけど、車いすである人の対応も考えてあげないと駄目なんだ。それを今の舟谷課長の5代ぐらい前の課長に言ったら、それは考えておりますって言った。何十年も10何年も経つのに、なんも前向きにいってない。それまでにそれから西日本の災害があって、倉敷で障がいを持った親子が押入れの中で亡くなつたっていう事実もある。あの人が言ったことを今日しろって言っても無理だけど言ったことはちゃんと1年以内にはするか。そういう感じを持ってないといけない。国からお金もらって給料もらえるなら、ほかの人たちは自分で働いたり、人の世話になって生きていることを考えんといかん。言葉が厳しいけど、そういうものだ。はいできましたっていってできとらん。こういうのはこういった場合、個人情報にあたるので教えられない。しとるかっていいたらしておりますっていう。これは用瀬の、民生委員とか。あれは聞いたけど全然違う。もう聞いとらん。それともう1個言うと、用瀬福祉のまち作りのあれは防災マップを作つて、防災マップ作った。金がいるつていっていたら、私がいろいろ話したら金が要りません。これは何をして考えると作ったはいいけど上座に置いてある。使わず、ちゃんと作つたら、市がどうそれを点検するとか、どうかということがなければいけない。何十万も使って作つているのに。

(田渕委員) 山根さんの質問に関連しましてね。本当に進んでないです。最後やらプライバシーね。ただしそれを前に出して進んでない。これが現実なんですね。それ防災マップもできます。我々でね。災害時にね、避難所に行くのが危険なんですね。いいですか皆さん方とりあえず公民館だとかね、何とかが市指定場所になってるんです。そこで場所に行くのが危険なんです。わかりますかっていうことがね。ただどこどこ集落にところが公民館が何の施設がある。そこに行けとねそこにいに行くこと自体が危険なんです。皆さんわかりましたっていうことは、わかってないですよね。それだけね。地域の中ではそういった高齢者、障がい者の生き場所っていうのはね。我々自体がね。こういうときにはそこに行こうぜと竹山の方に行こうぜとかそういうことはね家族の中で話してます。あそこの公民館フロアそれ自体が危ないよとね、そういうことをやっぱりもっとね、地域におろしてほしいです。それと、37ページ

のね。移動等円滑化推進事業今まで 1600 万円今年は 14 万円これなんでしょうかね。それともう一つ、県の方からグループホームこれは大谷さんもおられましたけどね。非常に力を入れていただいて、去年は 500 万の予算が今年は 6500 万の予算がついてるんですね。だけど、皆さん方の頭の中にグループホームをどれだけ作ろうかなと。今までずっとね。民間が作ればお手伝いしますよとね。他人事みたいでね。これだけ県が本腰をやってこれ全部県費でやってるんですこれね。県でやっとるんですわ。これだけ皆さん方にねそういう危機意識ね。もっともっと、どこどこにはグループホームだとかね。そういうマップを普段持っておられますか。みんな人だのみでね。民間であるみたいなこうやって本当に当事者の方はしっかり動いてもらって、県の予算をつける。だけど、地域がそれを答えてないね。私の地元でもねようやくグループを一つできそうなんです。だけどねそれも何年かかるんです。そういうたその事実をね、本当どこまで知っておられますか。どれだけ危機感を持っておられますか。どれだけ当事者家族がね。親亡き後に、この子はグループホームがあつたらしいとかね、そういうことを考えて、生活しとるわけなんです。県や国は、そういうことをやろうとしてるのにあなたがたがどこまでやろうとしているのか。課長、教えてください。

(枠谷課長) はい。田渕委員より 2 点になりますかね、ご質問をいただきました。まず 1 点目は、37 ページの都市企画課の 5 番ですね。こちらは移動等円滑化促進事業費ということですが、バリアフリー基本構想というのが、昨年度、一昨年と鳥取駅周辺とあと湖山駅周辺を重点地域としまして、様々な事業者も含めて、バリアフリー化を進めていくというような計画作りがありましたので、7 年度は計画策定後ということなので減額になってるということだと思っております。それとグループホームですね。こちらの方は、常に私の方でも今待機がどれくらいあるのかチェックをしているところでございまして、直近ですと 6 月の状況になりますが、グループホーム 74 施設で定員が 352 名。空きが 23 室ある中で、待機者は 73 名いらっしゃるという状況になります。昨年、令和 6 年 4 月からずっと 70 超の方が待機をされているという状況があります。また一方で施設入所者、入所の方ですね。そちらの方は、国の方針を受けてだんだん入所定員が少なくなっているという状況がありまして、調べたところによりますと、現在約 180 名の方が入所待ち。その中で在宅の方は約 90 名ということなんですけども、そういう状況もある。さらには短期入所ですね。こちらの方も受入先がなかなかないという状況がございまして、当然、底上げをしていく必要があると思っております。このグループホームにつきましては、県が単県で 2 分の 1 補助という制度を今年度作られましたので、今我々の方でも何ができるのか検討しているというよ

うな状況がございます。以上です。

（大谷会長）ありがとうございます意見もあるとは思いますがちょっと個別については、あとはこの後、直接お話をお願ひいたします。恐れ入ります。約30分のお時間超過になりましたですけれども申し訳ないです。司会者のちょっと不備について時間を延長しましたお詫びを申し上げますけど、事務局の方にお返します。

（前岡補佐）そうしましたら次回の開催についてですけども来年の2月あたりに調整させていただこうかと考えております。最後に課長の方から挨拶もお願いします。

（枠谷課長）はい、すいません皆さん。長時間にわたりいろいろご議論いただきましてありがとうございました。事務局の不手際で時間がオーバーしてしまいましたので、次回は、ぜひ今回と同じく資料は事前にお送りさせていただくということと、説明の方はもう少しかいつまんでさせていただきたいと思います。加えまして、事前に意見をいただくような格好にして、当日の会議の効率化を図っていきたいと思っております。最後、田渕委員さんの方から言われました、現場の声を聞けということですね。大変耳の痛い話でございます。ただ実は我々、常に、窓口なり電話なり、また訪問なりということで、いろんな方と接しておるところでございます。私自身課長職になつてからタイミングは少なくなりましたけども、28年に障がい福祉課に来ましてから、その後は市営住宅を担当し、さらには生活保護の担当ということで、土日呼び出し当たり前というようなところで、数々の方と接してきたところでございます。その中で思うのはやはり本当に困ったという方がいらっしゃる。その中で私が何ができるのかということは常に考えてきたところでございます。そういう思いを現在も持ち続けたいと思いますし、また当課全体の職員もそういった思いでやっているところでございますので、そこはぜひご理解をいただければと思っております。それでは、以上で挨拶に代えさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

（前岡補佐）駐車券の方ですけども1階のあの事務局の前に駐車券処理機がございますので、処理していただきますようお願いします。